

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第12号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が行う政策等の評価に関する規則（平成15年岩手県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が行う政策等の評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(大規模事業評価の対象)</p> <p>第9条 大規模事業評価は、事業に要する経費の額が25億円以上の条例第4条第1項第4号イに掲げる事業又はこれに準ずる事業で<u>岩手県警察本部長</u>が必要と認めるものについて行うものとする。</p> <p>(大規模事業評価の時期)</p> <p>第10条 大規模事業評価のうち事前評価の時期は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる時期と第2号に掲げる時期が近接していること等によりそれぞれに評価を行うことが適当でない<u>と認められる場合</u>にあつては、第1号及び第2号に掲げる時期の評価を併せて行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第1号に掲げる時期後、事業の詳細な設計若しくはそのための調査をするまで又は建築物の建築工事に着手するまでの間で、社会経済情勢の急激な変化等特別な事情により事前評価を行う必要があると<u>岩手県警察本部長</u>が認める時</p> <p>(大規模事業評価の基準)</p> <p>第11条 大規模事業評価の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(大規模事業評価の方法)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長<u>(以下「本部長」という。)</u>が行う政策等の評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(大規模事業評価の対象)</p> <p>第9条 大規模事業評価は、事業に要する経費の額が25億円以上の条例第4条第1項第4号イに掲げる事業又はこれに準ずる事業で<u>本部長</u>が必要と認めるものについて行うものとする。</p> <p>(大規模事業評価の時期)</p> <p>第10条 大規模事業評価のうち事前評価の時期は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる時期と第2号に掲げる時期が近接していること等によりそれぞれに評価を行うことが適当でない<u>と認められる場合</u>にあつては、第1号及び第2号に掲げる時期の評価を併せて行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第1号に掲げる時期後、事業の詳細な設計若しくはそのための調査をするまで又は建築物の建築工事に着手するまでの間で、社会経済情勢の急激な変化等特別な事情により事前評価を行う必要があると<u>本部長</u>が認める時</p> <p><u>2 大規模事業評価のうち事後評価の時期については、本部長が別に定める。</u></p> <p>(大規模事業評価の基準)</p> <p>第11条 大規模事業評価のうち<u>事前評価</u>の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(大規模事業評価の方法)</p> <p>第12条 [略]</p> <p><u>2 大規模事業評価のうち事後評価の方法は、その対象となる</u></p>

事業によって整備された施設を利用する者等からの意見聴取、当該事業の自然環境への影響等についての確認及び当該事業の効果等について検証することにより、当該事業と同種の事業の実施方法及び事後評価の方法の見直し等の必要性を検討することによるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。